

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方

本「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準	審査基準

※いただいた意見については必要に応じ整理・要約しています。

No.	意見の概要	カジノ管理委員会の考え方
1. カジノ関連機器等製造業等の許可等について		
1	第1-1 (5)アについて、ISO9001の認証を受けている企業である旨を明記すべき。	審査基準はISO9001等を参考にして作成したものではありませんが、ISO9001の認証を取得していなくとも基準に合致していれば十分であるため、原案が適切と考えています。
2	第1-1 (5)イについて、カジノ関連機器の試験について、GLI Standardの基準に従って試験されることを規定、推奨してほしい。	カジノ関連機器等の技術基準及び技術上の規格は諸外国の基準を参考に我が国独自の基準を付加したものであり、GLI Standardとは同じものではないため、原案が適切と考えています。
2. 指定試験機関の指定等について		
3	第2-1 (1)アについて、指定試験機関の指定については、ISO17025とISO17065の認証を受けている企業であることを検討してほしい。	審査基準はISO/IEC17025等を参考にして作成したものではありませんが、ISO/IEC17025の認定を取得していなくとも基準に合致していれば十分であるため、原案が適切と考えています。 なお、ISO/IEC17065は、製品認証機関に対する国際基準であるため、指定試験機関には適用されません。